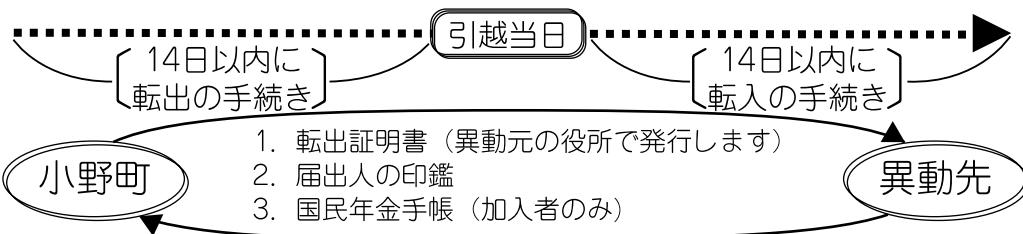


《住所異動の手続きについて》

3・4月は異動引越しのシーズン。

新生活をスタートさせるために必要な窓口での手続きをご案内します。

引越前後各14日以内に下記のものを添えて手続きをしてください。



	異動元の手続き	異動先の手続き
印鑑登録	転出(予定期)日をもって廃止されます。 ※転出予定期間に印鑑登録証明書をとる場合は、転出証明書と印鑑登録証を必ずお持ちください。	必要な方はあらためて手続きをしてください。
住民基本台帳カード	窓口にてお返しください。	必要な方はあらためて手続きをしてください。
国民健康保険	『保険証』をお返しください。	新たに手続きをしてください。
国民健康保険高齢受給者証	『受給者証』をお返しください。	新たに手続きをしてください。
国民年金	手続きはありません。	お持ちの年金手帳を窓口に提出し、係員の指示にしたがってください。
公立中学校	教育委員会で諸手続きをし、現在通学中の学校で『在学証明書』・『教科用給与証明書』を受け取ってください。	『在学証明書』・『教科用給与証明書』をお持ちのうえ、転校の手続きをしてください。
乳幼児医療受給者証	『受給者証』をお返しください。	市区町村によって制度が異なりますので、新住所地の窓口でご確認ください。
ひとり親家庭医療受給者証	『受給者証』をお返しください。	市区町村によって制度が異なりますので、新住所地の窓口でご確認ください。
児童手当	健康福祉課で消滅届を行ってください。	1月1日現在住民登録地の『児童手当用所得証明書』が必要になります。そちらをお持ちのうえ、申請してください。
重度心身障害者医療受給者証	『受給者証』をお返しください。	市区町村によって制度が異なりますので、新住所地の窓口でご確認ください。
老人医療受給者証	『受給者証』をお返しください。	「負担区分等証明書」「健康保険証」をお持ちのうえ、新たに手続きをしてください。
介護保険	『受給者証』をお返しください。 ※申請中または認定を受けている方は、福祉関係課で『受給資格証明書』交付などの手続きがあります。	『受給資格証明書』をお持ちのうえ、14日以内に手続きしてください。

学生の方の手続きについて

学生用の保険証は？

4月から進学のため小野町を離れる場合は、特例として、学生期間中に限り、学生用の保険証の交付が受けられます。該当する方は、『在学証明書（4月以降のもの）・国民健康保険証・印鑑』を持参し申請してください。

また、現在学生用の保険証の交付を受けている方で、3月で卒業し、社会保険等に加入了した場合は、国保の異動の手続きをして、今まで使用していた学生用の保険証を返却してください。

小野町役場 ☎0247-72-2111(代)

国民年金学生納付特例とは？

学生のみなさんも、20歳になると国民年金に加入し保険料を納付することが義務になります。

そこで、安心して学生生活が送れるように保険料を後払いできる「学生納付特例制度」をぜひご利用ください。

●対象となる学生

大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校及び各種学校、その他の教育施設の一部に在学する20歳以上の学生(所得審査有)

●特別対象期間

特例対象期間は4月から翌年3月までの1年間となり、毎年、手続きが必要ですのでご注意ください。

●手続き方法

手続きは、学生証（コピー可）または在学証明書をお持ちください。

※10年以内であれば保険料を後払いできます。

(2年以上経過したあとは、納める保険料に一定額が加算されます。)